

発売禁止の潮流と馬場孤蝶『社会的近代文芸』 : 思想・言論の「絶対的自由」を求めて

著者	塚本 章子
雑誌名	甲南大學紀要. 文学編
号	167
ページ	一七-二八
発行年	2017-03-30
URL	http://doi.org/10.14990/00002345

発売禁止の潮流と馬場孤蝶『社会的近代文芸』

——思想・言論の「絶対的自由」を求めて——

塚 本 章 子

はじめに

馬場孤蝶は、大正四年三月の衆議院選挙に立候補する。その主な理由として、大逆事件前後から急速に厳しくなっていく思想・言論への取締りに対する抵抗や、陸軍の二個師団増設に反対する軍備縮小の訴えがあったことを、以前論じたことがあ⁽¹⁾る。そして、当時大きな影響力を持っていた雑誌『第三帝国』との共闘が見られ、また、八一名の作家たちが『孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集』への執筆によって⁽²⁾応援するなど、孤蝶の立候補は、思想・言論の自由を要求する大きな動きとなっていたことも述べた。⁽³⁾

この選挙に孤蝶は落選するが、同年一二月に、土岐哀果の勧めにより『社会的近代文芸』という著書⁽⁴⁾を出版する。この書は、後に初出を示すように、明治四〇年以降に孤蝶が発表した評論を中心に構成されている。その一つの軸になっているのは、自然主義文学への発売禁止に対する反論である。自然主義文学を世界の思想や文学の中でとらえ、そもそもは民主主義思想から生まれたものと位置付け、思想・言論の自由、個人の尊重などを訴えるという、広い視野を持った論が展開されている。明治四一年頃から、発禁処分が増加し、社会主義と自然主義が一括りにされながら取り締まられていく。その潮流を辿ったとき、孤蝶の『社会的近代文芸』が挑んでいたものが見えてくるのである。選挙に敗れた孤蝶は、著書の出版によって再び同じ問題を世に問いかけたのではなかったか。これまであまり注目されてこなかっ

た『社会的近代文芸』を、このような視点から論じたい。

本稿は二部構成とし、前半では、雑誌『太陽』を一つの軸として当時の発売禁止をめぐる動きを辿る。⁽⁵⁾『太陽』は、「大正時代に『中央公論』に圧倒されるまで、日本の代表的な総合雑誌」⁽⁶⁾であった。また明治三九年から、自然主義文学の旗手の一人、長谷川天渓が文芸欄を担当し、「天渓によって『太陽』は文壇を自然主義的評論をもって風靡して、一時代を形づくった」⁽⁷⁾と言われているのである。そして後半では、孤蝶の『社会的近代文芸』について論じることとする。

—— (一) ——

明治四一年頃から、小説、特に自然主義文学に対する、風俗壊乱による発売禁止件数が急増する。⁽⁸⁾それを象徴するのが「都会」裁判であった。

同年二月、『文芸倶楽部』に掲載された生田葵山の「都会」が、風俗壊乱で発売禁止となる。モデルと推測された高官(伊東中将)の名譽毀損もあったため、起訴され裁判となり、小説中で「姦通」の事実があったか否かが争点となった。二月二七日に公判が開かれ、三月五日に判決が出る。⁽⁹⁾執筆者の葵山は二〇円、発行人であり編集者でもあった石橋思案は、二〇円の二倍で四〇円の罰金刑となった。主任検事は小山松吉、裁判長は今村恭太郎であった。⁽¹⁰⁾

この裁判は、当時の猥褻事件、出歯亀事件等と相まって、自然主義文学に対する世間の批判を強いものにし、作家たちに大きな動揺を与える。明治四一年三月の

『太陽』、前田木城「文学界雜感」には、「自然派の文学も、去年までは、其の傾向がい、とか悪いとか、其の作物が巧いか拙いか、(略) 別段物騒なことはなかつた。所が、今年は、その筋の取締りとやらが厳になつて、発売禁止といふ魔の手が一二の作物の上を下つたので、同じく賛否の論争にも、去年とはまた異つた色を帯びて来た。」と述べられている。

そして、自然主義文学をめぐる議論は盛り上がりを見せ、発禁基準が分からぬことが不安を呼んで、一つの論点となつていく。例えば、衆議院議員沢来太郎は「芸術作品取締りに関し敢て当局者に質す」(『太陽』明四一・四)で、「須らく先づ之が取締の方針、即ち作品検閲の標準を一定せざるべからず。」と批判している。やや時期は後になるが、長谷川天溪も「主観に別る、苦痛」の「発売禁止問題」(『太陽』明四二・七)で、「発売禁止其の物に対しては、決して反対するものでない。(略) 併しながら政府当局者としては、其の標準を公示するだけの親切があつても宜しからうと思ふ。(略) 発売禁止の標準のない程、こまることはない。」と述べている。批判する側も多くの場合、天溪でさえも、発売禁止自体を完全否定するのではなく、基準の曖昧さを問題としていたに過ぎない。

明治四一年六月の『太陽』には、「都会」裁判で裁判長を務めた今村恭太郎が誌上に引つ張り出される。彼の発言は「発売禁止の標準」という題で掲載され、その中で今村は、「さらば何によつて其れが風俗壊乱するか否かを決するぞといふに、(略) 現在の其の社会一般の道義觀念に觸る、もの。即ち然ういふ道義觀念から見て醜汚の感(略)を与ふるものは之を不可とするのです。」と、釈明している。

発禁処分は厳しさを増していく。その年には、「都会」に続き「モリエール全集(中)」、「ゾラ巴里(後編)」といった著名な外国文学、小栗風葉「恋ざめ」なども処分される。翌四二年には「モーパッサン短編傑作集」、永井荷風「ふらんす物語」や、森鷗外「キタ・セクスアリス」といった大物作家にまで及んでいくのである。

長谷川天溪は、「現実主義の諸相」の「文芸審査院の必要」(『太陽』明四一・六)で、「かの『都会』事件が未だ解決せられぬ中に、小栗風葉子の『恋ざめ』ゾラの『巴里』及び『モリエール全集』が、将棋倒しの如く、発売禁止の嚴命を受けた。」と、その衝撃を述べている。だが天溪はその後、「吾人は文芸審査院の必要を説くので

ある。(略) 真正の文芸は、道徳に反するものでない、否寧ろ道徳と陰に陽に提携しつ、あるものである。」と続け、ある種の折衷案として、作家たち自身による「文芸審査院の必要」を主張する方向に流れていく。

天溪は、「文芸の取締りに就いて(文芸院の設立を望む)」(『太陽』明四一・一一)でも、「新聞紙の伝ふる所に依れば、当局者は今後大に文芸の取締を嚴重にする方針であるさうだ。殊に所謂自然派の作物に対しては、一層嚴重に注意するといふこと。」と危惧を示す。そして、「而して其の一部と称すべき美術院は既に設立されたから、此の際、別に文芸院を設立したならば、為政者と文学者とが接近して互に意見の交換を為すことが自由であらう。」と述べているのである。

今井泰子氏は、島村抱月が「発禁問題の解決策として、司法者の社会的判断に文芸上の判断を付加するような機関を設けてはどうか」と提案したこと、また、この長谷川天溪の「文芸院の設立を望む」を挙げ、「二人の提案はひどく似通っている。そして、もし二人の提案が実行されたなら、(略) 当局の文芸検閲をより正当化させることになつたであろう。自然主義への統制が強化されていく時点で、この代表的論客たちは、(略) かえつて足もとを掘りくずし、しかも自らの発言が客観的に負っている意味を自覚していかないのである。」と述べている。さらに氏は、「自然主義の実作者たちにしても、当局の統制強化に対抗できる論理を持ち合わせては、いなかつたようだ。」と指摘している。

天溪、抱月という自然主義の「代表的論客」たち、そして「自然主義の実作者たち」に、当時の発禁処分と正面から対抗し得る「論理」がなかつたことは、日本の自然主義文学の不幸であつたといえよう。

内田魯庵もまた、「発売禁止の根本問題」(『太陽』明四一・六)で、「発売禁止が頻々行はれる様だが、モリエール全集などまでも止められるとなつては實際これは問題であらう……。」と、衝撃を述べている。そして魯庵は、「直接に鉄槌を揮はれるが故に、「警視庁」といふ名がひどく人々の頭に響くが、然し世の教育家学者などが今の小説に対して種々雑多事を言つてるの、方が遙かに上で、此点を考へ合せれば警視庁は何でも無いのだ。文芸側の人々こそ禁止を彼はいふがナニ教育家学者を初め禁止を快とするやうな輩が随分多いのである。警視庁はむしろ其れが為に神

経過敏にもなつてゆくのである。だから警視庁に向つて彼はいふよりも、寧ろ世の教育家や学者との間に蟠る問題を解いてゆかねばならぬ。これが根本問題である。」と、指摘する。

そして、「某氏の——新公論に載せた意見」から、「例へば春水の梅曆でも、ちやんと教訓の意が含ませてある。その内に女の貞操も説いてあれば道徳もある。かく教訓の用意が昔にはあつたに、今のは絶えてそれがない」という「ひどく春水を賞めてゐる」意見を紹介し、「驚かざるを得ぬ。」と述べる。魯庵は、次のように分析してみせる。

つまり此等の人々の道徳観念と文芸家のと違ふのである。嘗て日本道徳思想のユニツトは忠孝の二字にある、然るにそれを説かぬから基督教は非なりと言つて、これを異端邪説と大いに罵つたこともあり、又国粹主義だと言つて、日本自国の粹をさへ發揮せぬうちに、外国の模倣を；と大いに論じた事もある。今は又前のやうな春水同情説がある。これが悉皆同じ關係で両者の思想観念の徑庭から出て来るのである。その徑庭は道徳上にも又教育上宗教上さては政治上にも、あらゆる方面に現はれてゐる。然してかういふ間から禁止問題といふ一事象も湧き出でて来てをるのである。

魯庵は、警視庁よりも「教育家学者などが今の小説に対して種々雑多事を言つてゐる、方が遙かに」問題であること、そういった人々を支えているのが、日本においてしばしば頭をもたげる「忠孝」の「道徳思想」であることを、剔出している。これは、当時の発売禁止についての射た指摘であつた。

一一 (二)

文部大臣牧野伸顕は、明治三十九年六月九日付「文部省訓令第一号」を發布する。

学生生徒の本文は常に健全なる思想を有し確實なる目的を有し刻苦精勵他日の大成を期するに或るは固より言を俟たず殊に戦後の国家は将来の国民に期待する所益々多く今日の学生生徒たる者は其の責任一層の重きを加へたるを以て各々学業を励み一意専心其の目的を完うするの覚悟なかるべからず

然るに近来青年子女の間に往々意氣銷沈し風紀頹廢せる傾向あるを見るは本大臣の憂慮に堪へざる所なり(略)近時発刊の文書図書を見るに或は危激の言論を掲げ或は厭世の思想を説き或は陋劣の情態を描き教育上有害にして断じて取るべからざるもの尠しとせず故に学生生徒の閲読する図書は其の内容を精査し有益と認むるものは之を勧奨すると共に苟くも不良の結果を生ずべき虞あるものは学校の内外を問はず嚴に之を禁遏する方法を取らざるべからず又頃者極端なる社会主義を鼓吹するもの往々各所に出没し(略)建国の大本を藐視し社会の秩序を紊乱するが如き危険の思想教育界に伝播し我教育の根底を動かすに至ることあらば国家将来の爲め最も寒心すべきなり事に教育に当る者宜しく留意戒心して矯激の僻見を斥け流毒を未然に防ぐの用意なかるべからず(13)といふものであつた。

平野謙⁽¹⁴⁾が指摘するように、これは「自然主義と社会主義とをひとしなみに「危険思想」とみなす国家当局の既定方針」である。そしてこの方針を支えていたのは、教育家や学者であつた。このことは、長谷川天溪も「自然派に対する誤解」(『太陽』明四一・四)で、「倫理学者や、教育家や、社会経世家などは、之れ社会の風紀を紊乱するものなりと論じ、芸術家は、之れ芸術の理想を破壊するものなりと非難してゐる。」と指摘している。

例えば、明治四一年一月の『太陽』「教育と小説(青年男女に小説を讀ましむる可否)」で、中島徳蔵は、「近來行はる、如き恋情小説肉慾小説は絶対的に青年に読ませてはならないと思ふ」、「世間は複雑極まつたもので、(略)実は其の混淆複雑した裏に、高尚なる観念もあり、善美なる思想もあつて、それで進歩發展して行つてゐるものに違ひないが、青年の眼にはそれは分らない。(略)それを小模型にして見せてくれるのが小説の役目であらう。(略)然るに近時の写実小説といふものには、劣情挑発だけあるやうに見える。(略)聞けば此頃は頻りに此の姦通小説が流行るさうである。実に悪文学と言はざるを得ない。」と述べている。

小説家と対峙していたのは、警察、政府だけではなかつた。日露戦争後、対外的に拡大していく帝国主義の一方で、国内的な統治として、教育家、学者などによつて推進されていく「道徳」復活という動きがあつたのである。それは、社会主義と

自然主義に対する発売禁止となつて現れていた。⁽¹⁵⁾ またそれは、後に述べるように、個人主義に対する攻撃にもなつていくのである。

編集者や作家たちの憤慨、苦惱は色濃くなつていく。明治四二年七月の『中央公論』では、前号が小栗風葉「姉の妹」のため発売禁止となつたことを受け、三〇頁程度の「附録」が付けられている。「本誌前号の発売禁止に就て」において強い批判が表明され、さらに「姉の妹」の発売禁止に対する諸名家の意見」として、島崎藤村を筆頭に三十一名の作家や評論家の声明文が掲載されている。

また、翌八月の『太陽』では、「発売禁止の命を受けた時の感想」として、内田魯庵、小杉天外、永井荷風、佐藤紅緑、宮崎湖処子、徳田秋声の発言が掲載され、発禁になる不安等が述べられている。

一 (三)

明治四三年五月、信州の社会主義者宮下太吉等が逮捕されたことを発端に、大逆事件が起き、幸徳秋水をはじめ各地の社会主義者が逮捕される。

この事件の持つ意味は、社会主義の弾圧ということだけではない。自然主義も同様の標的として括られながら、文学もまた、国家秩序、道徳規範からはみ出さぬように制御されるということであった。

明治四三年十一月、井上哲次郎は「現代思想の傾向に就いて」(『太陽』)の中で、「我当局者は世の言論を取締ること厳にして社会主義、自然主義等に関する出版物の発売を禁止し、又は図書館などの図書中に就ても、それに類するもの、閲読を禁止するといふ噂である。」と述べ、次のように論じる。

惟ふに日本の如き国をよく統治するには矢張り建国以来の習慣が大切である。日本は実にこの習慣の力で民族を統一して居る。而して若し之を破壊すれば之に代る何ものもない。かの幸徳秋水の如きも之を破壊して後之に代るべき何物をも持つて居ない。(略)この建国以来の習慣を破壊する如き危険なる社会主義は、当局者に於ても厳に取締る必要がある。これは社会の安寧秩序を保つ上に於て是非必要である。

そして、「先般検挙せられた人々の如きは皆破壊主義者である、其精神に於て国家に対する叛逆人と同様である。謀叛人である。」と断罪する。さらに井上は、自然主義は「表面より見れば」社会主義の様に破壊的ではないとしながらも、次のように述べる。

然らば自然主義は完全無欠のものであるかと云ふに、決してさうではない。(略)本能の満足を目的とし、自然の性を遂げるを目的とする結果は、遂に体肉より起る性慾を充すを以て、人生唯一の目的と考へ、為めに道徳上自制の力を欠くに至る。即ち抑制克己の力を欠くに至る。其点が困る。

抑有害の小説を禁止するは一方に於て世道人心に益ある芸術道徳を奨励すると共に必要である。(略)我民族の発展を図り、青年の思想を健全に発達せしめんには、一方に於て善き物を勧むると同時に、他の一方に於ては悪いものを除かなければならぬ。(略)一昨年から昨年へかけて出た自然主義の作物の如きは有害無益であると思ふ。

井上はこのように、社会主義と自然主義を同列に論じながら、「建国以来の習慣」を乱すものとして、両者の取締りが必要であると述べているのである。

そして、「元來人間の自然の性情は美を好むものである。乃ち人間には美的本能がある。(略)日本の自然主義者は醜悪を現はすことをのみ自然と心得て居るらしいが、事物を美化することも亦自然である、若し之を自然でないとすれば芸術は起らなかつた筈である。」と述べていることにも、注目しておきたい。

また彼は、「或は極端なる個人主義の如きも人の視聽を聳動せしむるに足るであらう、自己のためには全世界を犠牲としても宜いなど、大言すれば一時は大に世を動かすに足る。併し孰れも永久の道ではない。」と、「個人主義」も否定するのである。

少し遡るが、明治四三年七月の『太陽』「文壇の現況」の中に、某当局者談「非国民的文学の流行」という記事がある。「我輩は文芸は単に文芸のための文芸として見ずして国家の文芸として見るのである。」とし、以下のように記されている。

不幸にして今日の自然主義作物は社会人生の暗黒面、憂鬱面のみを写し出して、

読者をして不快の感を抱かしむるものが多い。(略)苟くも常識と常情を有する人間なる以上、悪に対しては不愉快を感じ、善に対しては愉快を感じるは当然の話である。これ人性の自然である。(略)文芸家と雖も国家の一員である以上は少しく念ひを国家に致して、仮令国家を益せざるまでも、せめては社会腐敗の因をなし、国家衰亡の素をなす如き作を出ださぬやうに心懸けて貰ひたい。(略)さもなければ文芸上の価値に於ては如何に立派の作物であらうとも、到底非国民的文学たるを免れぬ。

自然主義文学を「非国民的文学」と言い、作家に「国家の一員」として「念ひを国家に致すことを要求しているのである。

浅田江村は、「風俗壊乱!!公安紊乱!!」(『太陽』明四三・一〇)で、「政府は(略)風俗壊乱、安寧秩序紊乱といふ恐ろしき旗幟を樹立して、新思想撲滅の戦を開始したり。而して先づ出版界に向つてクー、デ、ターを行へり。対手は忠良なる人民なり、忠良なる人民が支配し、逍遙する思想界なり。」と言う。そして、「桂内閣は故らに時代思想、時代精神に反抗して立ち、財産整理、軍備充実等の実世界当面の緊急任務の外、進んで思想界を改作し、支配せんとするの大望を抱けるなり。(略)時代思想に後れたる、或は故らに時代思想に反背せんとする現内閣は、著るしく政府の権力を過信せり。」と、為政者に対して切り込んでいる。

明治四一年七月から明治四四年八月まで第二次桂内閣となり、陸軍大将であった桂太郎が総理大臣となる。そしてこの桂を背後で支えていたのは、明治の陸軍を統括してきた山県有朋であった。

この点について、ジェイ・ルービン氏は、次のように述べる。

山県はあらゆる危険思想を根絶するには、西園寺を下野させるしかないと確信するにいたつた。彼は西園寺を辞職させ、七月一四日に、陸軍元帥で山県の「四天王」の一人であった桂太郎を首相に返り咲かせた。

危険思想の不安に憑り付かれていた政府にとっては、社会主義、自然主義、無政府主義、個人主義、自己中心主義、自由恋愛など、あらゆる主義は同じものであった。それら(あるいは「それ」と闘うために、弾圧と教化の計画が必要だったのであらう。政府の指導者たちは、田舎の青年に忠義、孝行、愛国

心といった古き良き美德を見出し、それをさらに深く根付かせることができると信じていた。(略)桂の政策の一つは、危険な思想に対する警察の取締りを強化することであり、もう一つは、(略)小松原英太郎の指揮監督によって、文部省が国民再教育計画を立てることであった。

さらに氏は、「一九一〇(明四三)年に、国民道徳、あるいは世の学者たちから「家族国家」思想と呼ばれることの多い、明確に公式化された思想表現が修身教科書の中に新たに盛り込まれた。」と、指摘している。

山県有朋という人物は、明治以降の思想と文学の行方を大きく転換していく巨大な存在であるといえる。

大逆事件を契機に、『太陽』誌上では社会主義や思想・言論をめぐる議論が活発化する。塩沢昌貞「社会主義取締に就て」(明四三・一〇)、金子築水「文芸及思想の取締」(明四三・一一)、河津暹「社会主義取締論」(同)、また「社会主義取締に就いて」(同)では、三宅雄二郎や犬養毅といった人々の談話が掲載されている。

だが大逆事件は、明治四四年一月一八日に判決が下され、二四日には幸徳秋水等一名、二五日には菅野スガ一名が処刑されるという衝撃的な結末を迎える。

一方、誌面に徐々に増えていくのが、軍事に関する記事である。明治四三年一月『太陽臨時増刊』は「二等国」という特集を組み、「列強の国防計画」、「海軍拡張の趨勢」、「列強の増艦方針」等の記事を載せている。同年一月『太陽臨時増刊』の特集は「日本民族之膨張」であり、「欧洲諸国に於ける植民の傾向を論じて我が国今後の植民政策に及ぶ」等の記事が並ぶ。明治四四年一月『太陽臨時増刊』「戦争歎平和歎」では、「日本軍備の変遷」、「日本軍費の膨張」等の記事が見られる。日露戦争後軍備が拡張され、明治四三年八月に日韓併合、大正元年末に陸軍の二個師団増設問題が起り、大正二年二月には大正政変となる。日本は、国内的には思想・言論を厳しく取締りながら、対外的には軍隊を増強させ植民政策をとっているのである。

馬場孤蝶は、明治四三年三月の『太陽』「先づ作物を出すべし」の中で、「何れにせよ自然主義は我国に於ける最も進んだる思想、運動であると思ふ。凡そ人間の一番自由に動けるところは芸術界である。」と述べている。

孤蝶は、大正四年三月の衆議院選挙に落選し、同年一二月に『社会的近代文芸』を出版する。第二部では、右に述べてきた時代の潮流の中で、孤蝶がこの著書においてどのように自然主義文学を捉え、時代と向き合っているのか探ることとする。

二―(一)

『社会的近代文芸』は、(上)(下)、それぞれ以下の章から構成されている。初出と共に示す。(上)は、「最近十五年文芸史」(『新日本』大四・一)、「近代文学の傾向」(『文章世界』明四〇・一二)、「特殊の作家と一般的作家」(『秀才文壇』明四二・四)、「外国文学の研究法」(原題「外国文学研究法」『中学世界』明四三・四)からなる。(下)は、「新文学の弁」(初出不明)、「地下へ」(『三田文学』大元・一一)からなる。¹⁸⁾

明治四〇年頃から書かれてきた孤蝶の評論を中心にとめた著書であり、自然主義文学についての考察が一つの軸になっていると考えられる。順次、見ていくこととする。

「最近十五年文芸史」では、広く世界文学を概観し、多数の作家を挙げながら、その動向を論じている。ここに辿られるのは、自然主義とその背景にある民主主義思想、さらに社会主義の影響を受けた文学へという、西洋文学の展開である。

孤蝶はまず、「この十四五年間の欧洲文壇の著るしい事件」として、「全欧洲の文壇に籍甚たる名声を走せて居た大文士等が、相續いで」亡くなったことを挙げ、特にエミール・ゾラの死を深く悼んでいる。そして、北欧の鬼才としてストリンドベルクを挙げ、彼の言葉を紹介していく。少し挙げる。

自然主義的作家は、人間の心の豊富な複雑を知つて居るし、又、「悪行は、德行に非常に似て居ることを見せるやうな表面を持つて居るものだ」といふことを、確実に認めて居るのだ

(塚本注・写実主義は、) 芸術といふものは、自然の一片をば有りのままに写生し、さへすれば宜いものだと思ふ虚の自然主義であるのだ、けれども、(略)

真正の自然主義は、人生に於ける諸点のうちで、其所では、大なる葛藤が起るやうな諸点を探がし求めるのであつて、日常見るといふやうな訳には行かぬやうな物を見ることを好み、恋であれ、憎悪であれ、背叛であれ、社交的であれ、一切の原素的諸力の戦を喜び、主題が、美しからうが、醜からうが、そんなことは一向構はず、唯だそれが大であれば宜いとするのである。

ここでは、本来の自然主義は、「人間の心の豊富な複雑」を描くもの、また「人生に於ける諸点のうちで」、「大なる葛藤が起るやうな諸点を探がし求める」ものであることが、確認されている。

さらに孤蝶は、「自然主義の勃興を促し、自然主義の運命を通して、欧洲の思想界を風靡した人生に対する實際的観念、——人道的観念——民主的思想は、現代の作家の間に、深い根ざしを持ち得るに至つた。」と、自然主義の根底に「民主的思想」があることを指摘している。そして、「この点では、佛蘭西及び露西亞の作家が、殊に目立つて居る。」とし、フランスとロシアの作家たちを挙げ、「現世紀に入つては、芸術が、個人の個人的に生きんとする努力であることが、ますます明に示めざる、に至り、従つて、個人的に生きんとする努力を為して居る個人を題材として扱ふ作品が、ますます多くなりだして居る。」と述べている。自然主義文学の根底にあるのは「民主的思想」であり、個人が「個人的に生きんとする」思想であることが、主張されているのである。

さらに孤蝶は、「現代の泰西文壇の大勢を見渡すと(略) 大名ある作家の多数が、人生改造、社会改革の意見を有し、それに対して何等かの主義を持ち、その実行に向つてそれ／＼の努力を惜ま無いといふ事実であるのだ。彼等は、大抵、ソオシヤリストかエナキストである」として、各国の作家を列挙する。そして、多くの作家たちが社会主義的な傾向を有しているのは、「欧洲の社会」が「早晩一大変革を経なければならぬところまで迫まつて居る徴証」であり、「さういふ一大変革を経るところに、二十世紀の特色がある」と述べる。孤蝶は、多くの作家たちが「社会主義的な傾向」を持つていることもまた、社会状況の中での必然と考えているのである。

馬渡憲三郎氏は、¹⁹⁾

まさに「民主的思想」による「人生改造、社会改造」の思想をもつ文学の抬頭ということこそ、書題となった『社会的近代文芸』というところにも反映しているし、また当時の孤蝶の社会的、文学的な関心がどこにあったかも明示しているといつてよい。ちなみにこの時期の孤蝶は、大杉栄、荒畑寒村らによって創刊された「近代思想」（明治四十五年十月）には執筆こそしなかったが、大正二年一月から開かれた近代思想社の会合にはたびたび出席したり、講演も行ったりして、いわばシンパとしての存在では重きをなしていた。（略）この時期は、社会主義思想への接近と実践とが行われていたのである。

西洋文学を多数翻訳してきた孤蝶は、自然主義の起源に民主主義や個人主義を見出し、社会主義へ展開しようとする世界の動向を捉えていたのである。世界的な人権思想や文学という観点に立つて、日本でおこなわれている自然主義や社会主義に対する抑圧に反駁しているのである。

付言すれば、日本は世界に開かれ、その思想や文学に学ばねばならないという孤蝶の考えは、「外国文学の研究法」にも表現されている。ここでも、「将来の日本の運命を背負つて立たうと云ふ青年諸君は、是非共欧羅巴の文物、制度、人情、風俗等を、できるだけ明かに知る事に努め無ければなるまい」と、述べられている。

二一（二）

次に孤蝶は、「近代文学の傾向」で、欧洲文学、特にフランス文学の動向に注目し、さらに日本の自然主義文学へと焦点を当てていく。

孤蝶は、フランスで自然主義文学が生じた起源を、一八世紀の啓蒙思想からフランス革命へと至る、絶対王政打破と市民社会形成という「政治的運動」に見る。それは、「一般思想に一大変動を生じたのが原因」であり、「平民の自己の権利を自覚し来つた事」によつてもたらされたとする。そして人権の尊重によつて、文学も「単に空想で無く、実際の何等かの事実を捉へて、それに因つて作家自身の社会、人生に対する何等かの主張を提出する」ようになり、「人生の事実を研究する実験

的運動を始めた」と述べるのである。

孤蝶は、「斯く人生を其儘見る事となると、人は善人のみで無いから自然其欠点も挙げる事になる。これ或る意味から、人に対する尊重である。古の文学思想では英雄のみ独り尊くして、一般人民はつまらぬものであつた、然るに、今日では（略）個々の人を責めるやうになつた。」と指摘する。さらに、「人は情慾を有するのが自然である。此の自然の状態をありの儘に描くのが所謂ナチュラリズムである」、「作家は平民の間に生れ、又其平民を描くやうになり、平民に対する同情が強まつたのである。斯く平凡の人を描き、古来斥けられた人の野生獣性を書くのが近代文学の特長である。」と述べる。

孤蝶は、人権尊重の意識が高まつたことから、「情慾を有する」「平凡な人間」の「自然の状態をありの儘に描く」ことになつたと分析し、それが「近代文学の特長」であると論じている。

このように、フランスでの自然主義文学の由来を述べた後、孤蝶は日本に目を向ける。

斯の如き欧洲文学は日本へ伝はつた。是れには理由がある。即ち日本の作家の生れた時代が西洋と同じく改進の時であつて、明治十三、四、五、六年に涉つて政治上民主的運動が激しかつた。その運動は幾ばくも無く消えはしたが、一度下された民主的運動の種子は何処かで萌芽すべきものである。（略）当時の民権の主張が新しき人を作り、斯の種の人が文学に従ふやうになり、たゞく改進的欧洲の文学を迎へて今日の文学を産出するに至つたのである。

彼は、日本においても、政治的な自由民権運動との関わりの中から、「改進的欧洲の文学を迎へて今日の文学を産出するに至つた」と指摘する。明治以降に生まれた日本の新しい文学もフランスと同様に、人権尊重思想を土台としながら展開してきたというのである。

さらに孤蝶は、「日本人が欧洲文学の形に倣ふ結果、自然似而非的の所もある。而も此故を以て此文学の趨勢を阻止し得べきでは無い」、「日本は新しき芸術に入らんとせば、先づ写実主義自然主義を通らなければならぬ。」と、西洋文学の影響を受けながら、日本の文学が新しいものになつていくことを肯定している。そして、

卑猥とか反道徳的であるとか非難されている自然主義文学を擁護していくのである。野生を書く事が、文学を非難する要素とはならぬ。元来小説が人生の研究なりと云ふ点から云へば、正しき人、豪い人をのみ書けといふのは、科学者に対して、蚤を研究するなど云ふ如きものである。

小説は道徳的教科書では無い。(略)畢竟道徳的の型にはめて話すよりも、自然の儘を描写した方が、小説として面白いのである。故に文学に従事するものは、雄渾壮大のもの、又は有為の人物を書か無くとも、人生の真相を描出する事ができる。

多数の小説家は、決して吾人に不道徳を教へ、姦通を励ますものではない。唯人生の事実を其儘提供するに過ぎ無い。斯かる空想に訴ふる如き小説の爲めに、教育家が専心薰陶せる教育を破られるやうではまことに心細い次第である。このように孤蝶は、文学とは「人生の研究」であり、直接に「道徳」を教えるものではなく、人生の「真相」を描くものであることを主張し、自然主義を猥褻とか反道徳的とか言つて非難している当時の論調、「教育家」たちに反論している。孤蝶の思想は、「建国以来の習慣」を主張する井上哲次郎や桂内閣の行き方とは、異なる方向を向くものであるといえる。

二一(三)

「新文学の弁」では、孤蝶は、「新文学」すなわち自然主義文学への抑圧に対して正面から批判を展開する。

彼は、「近頃の文学は不健全の文学で且つ墮落の文学だからいけ無いといふ声が」聞える」と指摘、「さういふ人々が、(略)文学は必ず前代の思想を全然継承すべきものだと云ふ見地から、如上の説を立てられたものだとすれば、「大に異議がある。」とする。

孤蝶は、「文明の賚賜は、人を内面的に多様にし、(略)個人に少くとも思想の自

由を容るす所に在る。複雑なる社会現象を以て、刺戟され、個人として直に解決せざるべからざる多様の問題の眼前に蝟集し来るなかに立つて、個想を有し、個性を發揮するを容るされぬといふのであつたら、吾々には、所謂の文明の進歩なるものは、甚だ難有く無いものである。」と、述べている。

さらに、「独立の思想、独立の觀察眼に加ふるに、物の弊所の何処にあるかを確め得るに先き立つてその存在を感じる鋭敏な感覚力を備えて居る人々には、先づその胸裡に生ずるものは、懷疑と煩悶である。」と述べる。そして、「斯かる懷疑と煩悶が生ずることが無ければ、不用の制度の破壊さるゝことは無く、旧態の思想の改めらるゝことは無い」ので、「社会の進歩の速ならんことを欲する人々は、斯かる懷疑なり、煩悶なりを斥けてはならぬ」とする。加えて、「この空想の自由を容るされず、空想表現の途を悉く塞がれるやうであつたら、世運は決して進歩し無い。」と述べる。

孤蝶は、「思想の自由」の重要性を訴えている。そして、「独立の思想、独立の觀察眼」に加え「鋭敏な感覚力」を持った「個人」が、「懷疑と煩悶」のなかで様々な弊害に気付き、「不用の制度」を破壊し「旧態の思想」を改革していくことで世の中が「進歩」するのであり、芸術家や文学者はそれを牽引するのは当然であると訴えるのである。

また孤蝶は、「一時代の芸術には、大抵三つの階級がある。」とし、「第一は、時代に遅れたる人々に対するもの、第二は、その時代相当の人々に対するもの、第三は、その時代を超へても進まんとする人々に対するものである。(略)第三種の芸術に力が入らなければ、第一、第二の種類の芸術にも好いものは出来て来無い。」と述べ、自然主義は「他の一般的芸術に対する機関車である。」と位置付ける。

そして、「今の人々は、真面目な道念に基づいて、所謂の不潔な事件にも触れるのである。又、現代の芸術が、煩瑣な事件、平凡な人物を専ら扱ふのにも大に意味がある。即ち、人世を凡て意義あるものと見やうとする努力の結果である。」と、自然主義文学の意義を主張しているのである。

孤蝶にとって、文学は「前代の思想」を「継承すべきもの」とは考えられていない。文学は、自由な精神を持った「個人」が旧来の制度と衝突し、「破壊」するこ

とよつて「進歩」をもたらすものである。「不潔な事件」、「平凡な人物」を描く自然主義文学もまた、第三の芸術すなわち「その時代を超へても進まんとする人々に対するもの」であり、第一、第二の芸術を牽引する「機関車」なのである。

孤蝶のこの論は、道徳への回帰を目指す人々の論や、一―(三)で挙げた、「文芸家と雖も国家の一員である以上は少しく念ひを国家に致して、(略)国家衰亡の素をなす如き作を出さぬやうに心懸けて貰ひたい。」といった言葉とは、相容れぬものである。⁽²⁰⁾

二―(四)

最後の章「地下へ」は、立場を異にする友人の書簡に対する返信という形式が採られている。それは、書くことを抑圧される時代の苦悩を、自らのものとして吐露することが出来る形式であったといえる。孤蝶は、次のような言葉を吐露する。

世の中——少くとも、今日の日本の世の中——は、僕等の考は見向きもせず、何処か勝手な方角へ行きつ、あるやうな気がする——彼等は進んで居るのか、退きつ、あるのか、これに対して、僕の忌憚の無い意見を述べることは、今の日本の出版物のなかではでき無からう。

ここには、今の世の中が「勝手な方角へ行きつ、ある」不安や、「今の日本の出版物のなかでは」意見も述べられない苦悩があらわにされている。そして、「われ々」は自分の眼を内へ向けるより外、途は無い。内へ向かつた眼は細く、深く、狭く徹して行かざるを得無いでは無いか。われ々／＼の文学は、其所に生命を有し、価値を有し、力を有する。」と、内向することによって生き延びようと述べる。

続けて孤蝶は、「君の所謂文学論にお答へをする」と言い、反論を始める。まず彼は、「君は、雄大を愛し、崇高を愛し、純美を愛すると云つて居られる。君は、所謂現代文学にさういふ思想の欠乏して居るのを太く惜んで居られる。君のやうな正しい、寛大な心の紳士の御感想としては、至極御尤なこと、云は無ければなら無い。」と述べる。しかし、「眼を内に向けた吾々には、心の裡の何処にも、雄大其他の盛なことに根柢を与へる何物をも見出さ無いので、吾々は、さういふ盛な言葉

に対する興味を更に持た無い」と反論する。

そして、「何故正義人道の為に戦はんのかといふ御非難に対しては、いや、随分と戦つては居る積りなんだがとお答へするよりし方が無い。」と云い、次のように述べる。

正義とは何か、人道とは何か、これはさまざまな答を有する言葉だ。(略)僕等が見る所の正義人道は、君の信ずる正義人道と全然正反対であることは有り得ることだ。唯だ、僕等は、個人の權威を認めること、個人を解放すること、随つて、言論及び思想に絶対の自由を得せしめることなどに尽力するのが、やがて、正義人道の為に戦ふことだと信じて居る。

このように孤蝶は、個人の解放と、思想・言論の「絶対の自由」を主張するのである。しかし、そのために「華々しく戦ふことは」「国法上では」許されておらず、「アンダアグラウンドの戦を続けやう」という、苦しい思いも綴られている。

孤蝶が呼びかける「君」が誰なのかは特定出来ない。だが、これらの言葉から浮かび上がるのは、文学に「雄大」「崇高」の美を求め、「純美を愛する」人物であり、個人の解放や思想・言論の自由ではない「正義人道」のために戦うことを要請する、孤蝶とは異なる立場に立つ「正しい、寛大な心の紳士」である。その延長線上に、当時の教育界の人々、道徳学者などを見てもよいであろう。一―(二)で挙げた中島徳蔵の言葉に、世間には「高尚なる観念もあり、善美なる思想もあつて」、「それを小模型にして見せてくれるのが小説の役目であらう。」という一節があつた。また、一―(三)には井上哲次郎の、「元來人間の自然の性情は美を好むものである。乃ち人間には美的本能がある。(略)日本の自然主義者は醜悪を現はすことをのみ自然と心得て居るらしいが、事物を美化することも亦自然である」という言葉が見られたことも、想起しておきたい。

次に孤蝶は、恐らく、「猥褻」という一言で断罪され敗北した「都會」裁判を意識しながら、次のような憤慨を表している。

『現代文学は猥褻なり』、誰も彼も双手を挙げて、この宣告には賛成する。普通の罪科の裁判であれば、それが少し眼に立つものだと、裁判官の宣告に就ては、さまざまの批評が加へられる。(略)然るに、或る文学的作物が風俗壊乱

の名義の下に発売を禁止される場合だと、多くの人は一も二も無く、有司の所置を是認する。文学者の一部を除いては、決して、反対の意見を抱くものは無い。

現代の文学を蔑視し、現代の文学者を卑しむには、何等の言論もいら無い、(略)唯だ、猥褻なものだ、猥褻な奴等だとさへ云へばそれで済む。われ／＼は、文学を今日の所まで持つて来るのには、少しは犠牲も払つて居る、少しは努力もした。然るに、吾々の事業は、世上の多智にして栄達の紳士から見れば、唯つた一言、唯つた一息で消滅させられるだけの価値しきや無いもの、やうに見えるらしいのだ。

孤蝶は、現代の文学が「猥褻」という一言で断罪され、裁判にも敗北する状況に憤慨している。そしてこの状況は、「自分の頭で物を考へて」いない「栄達なる紳士諸君の雷同の結晶」であり、「吾々に対して、何の重み」もなく、「考量する義務は断じて無い。」と述べ、「現代文学の目的は、個人の解放」であり、「個人の權威の格保」であると述べる。実際は、個々によく考えられたうでの判断ではなく、時代の気分のような「雷同」であることを孤蝶はとらえているのである。

最後に孤蝶は、「君」に向かって、「僕等の行く道は光栄の道では無い、所謂墮落の道なのだ、地下への道なのだ、僕等は、地獄へ墮ちなければ、それを通り抜けなければ、救はれ無い人間なのであらう。君は僕等の方を見る要は無い、振り返へり給へ、君の直ぐ後から、天国へ戻つて行く階段が始まつて居るでは無いか。」と述べる。「正しい」「紳士」である「君」は「天国へ」、今の世の中で「言論の自由」と、思想の自由を渴望する僕等は「地獄」を通り抜けることを覚悟する、という痛烈な批判がある。そして、世の中とは一線を引き、自らの道を行く決意が述べられているのである。

孤蝶の目には、世の中は暗く窒息しそうなものとして映っている。思想と言論の自由を望むことは、作家にも「道徳」を、そして「国家」を支える「国民」であることを求める世の中に背き、「地獄」へと向かう道であり、「アンダグラウンドの戦」に他ならないのである。

おわりに

明治四一年頃から、自然主義文学と社会主義思想に対する取締りが強化され、発売禁止処分が増加する。『太陽』等の雑誌に、当時の作家たちの困惑や反発を辿つてみる事ができる。

この規制の強化を押しとどめることが出来ないまま、明治四三年に大逆事件が起きる。そして、この自然主義文学と社会主義思想に対する取締り強化には、政府による検閲の背景に、旧道徳の復活を望む道徳学者や教育者などの後押しがあったのである。日本は、内政においては思想・言論の自由を抑圧しながら、対外的には軍備拡張を推し進め、植民政策をとつていくのである。

発禁処分に対する多くの作家たちの反応は、発禁に全面的に反対するものではなく、発禁基準が分からないので示して欲しいという部分的な批判にとどまっている。また、自然主義文学の旗手であった長谷川天溪も、文芸院設立を主張するという、自主規制に繋がる曖昧な方向に進んでしまう。

そのような状況の中で、孤蝶の『社会的近代文芸』は、思想・言論の「絶対の自由」を求め、日本の自然主義文学を世界の思想と文学から説明し、社会主義思想とともに擁護しているのである。

孤蝶は、民主主義思想に基づき、思想・言論の完全な自由を主張し、当時の社会主義への展開を見通している。彼は、自由民権運動の主要な思想家の一人、馬場辰猪の弟である。そして、北村透谷とともに『文学界』で活躍した明治浪漫主義の一員としての顔を持ち、その後『明星』とも近い存在であった。また彼は、モーパッサンなど多数の世界文学を翻訳してきた作家である。そして、当時社会主義にも接近している。こういった経歴が、この書の根幹を支えているのである。

自由民権運動に根を持つものとして近代文学を理解し、自然主義文学に対する攻撃に対して、民主主義思想に立脚しながら思想・言論の絶対的な自由を一貫して主張したという点において、孤蝶の論は屹立したものと見えよう。

この書は、エミール・ゾラへの哀悼から始まる。ドレフュス事件と闘ったゾラの

生涯は、孤蝶を励ますものであったのかもしれない。

孤蝶は、この書を出版する数ヶ月前、政治の世界に踏み出し、思想・言論の自由、軍備の縮小等を公約に掲げて、日本の状況を変革するべく衆議院議員選挙に立候補し、落選している。その後に出版されたこの『社会的近代文芸』は、当時の孤蝶の思想を、一つの体系として示すものである。

最後に、「発売禁止への抗議が、単に作者の鬱を遣る程度のもではなく、国家権力との対峙にまでみづからを追ひやる」という平野謙の言葉を、想起しておきたい。

注

- (1) 拙論「馬場孤蝶と与謝野寛、大正四年衆議院選挙立候補―大逆事件への文壇の抵抗―」『近代文学試論』第四八号、二〇一〇・一一
- (2) 拙論「馬場孤蝶・与謝野寛の衆議院選挙立候補と雑誌『第三帝国』―思想・言論の自由を求める共闘―」『近代文学試論』第五一号、二〇一三・一一
- (3) 拙論「孤蝶馬場勝彌氏立候補後援現代文集」と思想・言論の自由―書いた作家・書けなかつた作家・書かなかつた作家―」『甲南大学紀要文学編』第一六四号、二〇一四・三
- (4) 『社会的近代文芸』「序」に、「生活と芸術叢書」の監修者であった土岐哀果が、その第一篇として孤蝶に執筆を依頼、土岐が『社会的近代文芸』という題を決め、孤蝶が既に新聞や雑誌に書いたものから選んで順序も決めてくれたという経緯が書かれている。
- (5) ジェイ・ルービン著、今井泰子・大木俊夫・木股知史・河野賢司・鈴木美津子訳『風俗壊乱 明治国家と文芸の検閲』(二〇一一・四、世織書房) は、『太陽』等多くの雑誌・新聞資料にもとづき、明治から太平洋戦争までの日本の検閲制度について論じた大著であり、示唆を得た。
- (6) 鹿野政直『日本の思想雑誌』『太陽』―主として明治期における―(『思想』第四五〇号、一九六一・一一)
- (7) 瀬沼茂樹『日本の文芸雑誌』『太陽』(『文学』第二三三号、一九五五・七)
- (8) 平野謙「発売禁止論」(『文藝』第九卷八号、一九五一・八) に、「発売禁止の件数は明治四十一年以後急速にふえ、四十二・三年度がほぼそのピークを示してゐる。このうごかしがたい事実、自然主義文学の文壇制覇完了と大逆事件の発生といふふたつの事件の反映にほかならない。」とある。また、紅野謙介他編『検閲の帝国 文化の統制と再生産』(二〇一四・八、新曜社)「日韓検閲年表」、一九〇八(明四一)年に「この年以降、風俗壊乱への警戒が激しさを増す。」とある。斎藤昌三『現代筆禍文獻大年表』

(『斎藤昌三著作集』第二巻、一九八〇・一二、八潮書店)、馬屋原成男『日本文芸発売禁止』(一九五二・七、創元社)、城市郎『発売本百年』(一九六九・二、桃源社)、石原千秋・生方智子『近代発売禁閉連略年表』(『国文学解釈と教材の研究』第四七巻九号、二〇〇二・七、学燈社) 参照。

(9) 「自然主義の公判」(『読売新聞』一九〇八・二・二八)、「裁判日より(小説『都会』の判決)」(『読売新聞』一九〇八・三・一六) 参照。

(10) 馬屋原成男『日本文芸発売禁止』(注8に同)、光石亜由美「『発売禁止』と女性のセクシュアリティ―生田葵山『都会』裁判を視座として」(『名古屋大学国語国文学』第九三号、二〇〇三・一一) 参照。

(11) 明治四一年三月二日の夜、「出歯亀」というあだ名の池田亀太郎が、銭湯で人妻を節穴から覗き、婦りに後をつけて強姦し窒息死させた事件。

(12) 今井泰子「明治末文壇の一鳥瞰図―文芸委員会あるいは文芸院をめぐる―」(『学園論集』第一六号、一九七〇・三)

(13) 「教育に関する訓令」(『読売新聞』一九〇六・六・一〇) より引用。また「文部省訓令と地方庁」(『読売新聞』一九〇六・六・二七) には「各地方庁には『文部省訓令第一号の旨趣を貫徹する為め目下具体的案を作成中の由なるが小説雑誌等の審査を遂げ青年の読物として有害ならずと認めたるものを公表し』とあり、急速に広がりを見せている。

(14) 注8に同

(15) 黒田俊太郎「文芸取締問題をめぐる自然主義批評圏の(基準)―永井荷風『ふらんす物語』の(発売禁止)を起点として―」(『兵庫教育大学 教育実践学論集』第一五号、二〇一四・三)「明治40年前後の文壇で隆盛する自然主義文学は風紀を乱すとして教育者らの批判に晒されるが、そうした風潮に背中を押されるように官憲による文芸取締は激化、そのことが文芸院構想に纏わる文学者側の言説を産出していく」と指摘、「教育/文学」的言説が交渉する様相について考察している。

(16) 『風俗壊乱 明治国家と文芸の検閲』(注5に同)

(17) この時期の海軍拡張、建艦競争について、拙論「芥川龍之介『軍艦金剛航海記』論―第一次世界大戦と軍備拡張の時代の中で―」(『国文学攷』第三二五号、二〇一五・三) において論じている。

(18) 昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第四六巻(一九七七・一一、昭和女子大学近代文化研究所)を参照し、雑誌を調べた。但し「特殊の作家と一般の作家」の初出は『秀才文壇』(明四二・四)と見られるが、『近代文学研究叢書』にも指摘があるように、実物を確認できなかった。また「外国文学の研究法」は、『外国文学研究法』(『成功』明四二・九)もあるが、内容が異なると判断し初出としなかった。

(19) 『近代文芸評論叢書24社会的近代文芸』「解説」(一九九二・三、日本図書センター)

(20) ジェイ・ルービン『風俗壊乱 明治国家と文芸の検閲』(注5に同)に、「自然主義や

それに対立する諸々の主義の定義よりもはるかに重要なのは、近代文学への躍進を果たした人々と、近代文学が個人の生活を自由に探究することを伝統的価値観への脅威と見た人々との区別であった。」とある。

(21) 孤蝶の翻訳は、モーパッサンの他、バルザック、ドーデー、ゴッリキト、シェンケル、ヴィッチ、チェホフ、ゾラ、ツルゲーネフ、ドフトエフスキー、アナトール・フランス等多数に及ぶ。『近代文学研究叢書』第四六卷(注18に同)参照。

(22) 平野謙(注8に同)が、森鷗外について述べた言葉。

※馬場孤蝶『社会的近代文学』の文章は、『近代文学評論叢書24社会的近代文学』(一九九二・三、日本図書センター)に拠り、旧字体は原則として新字体に改め、ルビ等は適宜省略した。